

# 令和4年度東京都予算等への要望

令和3年11月19日

東京都鍍金工業組合  
東京鍍金公害防止協同組合  
理事長 苅宿充久

文京区湯島1-11-10

電話 03-3814-5621

FAX 03-3816-6166

各 位

東京都鍍金工業組合  
東京鍍金公害防止協同組合

日頃、私どもの業界に対して、あたたかいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

めっき技術はあらゆる工業製品に施され、現代社会を支える重要な加工技術であるとともに、我が国の基幹産業である自動車、電子機器にとっても欠かせない基盤技術であります。さまざまな製品・部品の表面を創生するうえで重要かつ不可欠な技術であり、航空機、自動車、携帯電話、パソコン、アクセサリー等々、現代人の生活の中のありとあらゆるところで用いられている技術です。

昨年来新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、本年4月には東京をはじめとした都府県で3回目の緊急事態宣言が出されました。内閣府が5月に発表した2020年度の実質GDPは前年度比4.6%減となり、新型コロナの影響を受けた結果、下落幅は比較可能な1995年度以降最大で、事実上戦後最悪の落ち込みでした。

我々めっき業界も組合が毎月実施している組合員の生産額調査によると、昨年度の実績は前年度比9.3%のマイナスとなりました。

こうした状況におきましても、排水規制、土壌・地下水汚染などの環境問題、技能の承継や人材育成など困難な課題への対応を引き続き迫られています。

めっき業におきましては環境負荷の大きい原材料を使用するため、環境対策には特段の配慮が必要であり、「環境との共生」は我が業界の最重要課題であると認識しております。また、人材の育成・強化はコロナ禍の中、業界の存続をかけて取り組まなければなりません。とりわけ将来を担う人材の育成は喫緊の課題ともいえます。

私たちは、直面する困難な課題解決のために創意・工夫、自助努力を積み重ねる一方、現実的かつ具体的な提案を各方面に対して行い、関係行政機関等との連携を一層強化してまいりたいと考えております。

このようなめっき業界が置かれた現状にご理解をいただき、令和4年度の東京都予算に私達の願いを反映されるべく、ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ※ 要望分野

- 1、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について
- 2、水道料金・下水道料金の減額措置について
- 3、ほう素・ふっ素に係る暫定排水基準の再延長について
- 4、土壌汚染対策について
- 5、人材の育成・強化について

## 要 望 事 項

### 一、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について

めっき事業者は昭和33年に施行された下水道法により排水処理設備を設置してきましたが、度重なる改正により規制物質の種類は増え、規制値もより厳しいものとなっています。東京都におかれましては、規制への対応について専門家の派遣や設備更新への支援規模の拡充が図られ、今後ともこうした支援強化をお願いする次第です。

コロナ禍の中、生産減を強いられる我が業界ですが、生産性向上に向けた設備更新を怠ることはできません。その際排水処理等除外設備の更新が必ず伴い、一体的整備の必要性についてのご理解を賜りますようお願いいたします。

生産性向上と環境問題への対応はめっき事業者にとって一体不可分のものであり、両問題を合せた資金助成に特段のご配慮をいただけるようお願い申し上げます。

### 二、水道料金・下水道料金の減額措置について

めっき業界に対する標記減額措置につきましては、令和3年度から水道料金は1月当たり100m<sup>3</sup>を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%へ、下水道料金は従来通り1月当たり100m<sup>3</sup>を超える汚水排出量に係る料金の20%を減額していただくこととなりました。水道料金につきましては減額措置の拡大が図られ、感謝申し上げる次第です。

東京のめっき事業者は都市型（節水型）の排水処理に努めておりますが、我々事業者にとって水道・下水道料金の負担は大きく、今後環境規制の強化が予想される中で現行減額措置の継続についてご配慮くださるようお願いいたします。

また、めっき事業者の多くは中小零細企業であり、使用水量が1月当たり100m<sup>3</sup>を超える事業者は279組合員（令和3年3月末現在）の内の約60%であり、未だに約40%の組合員がこの減額措置を受けておりません。全ての事業者がこの減額措置を受けられますよう、水道、下水道ともに下限使用量を引き下げていただきますようお願い申し上げます。

### 三、ほう素・ふっ素に係る暫定排水基準の再延長について

ほう素、ふっ素の暫定排水基準適用期間は令和4年6月30日までと来年期限を迎えます。これらにつきまして一律排水基準適用に向け改善努力を行っておりますが、安価で実用的な排水技術が確立していない現状から、その適用期間の再延長について、国への働きかけ等東京都関係局のご配慮をお願い申し上げます。

また、将来の本則適用に対応できるよう東京都立産業技術研究センターが新しい薬品の開発や排水処理技術の調査研究・開発を進め、その実用化・普及に取り組まれますようお願いいたします。



#### 四、土壌汚染対策について

平成29年に改正された土壌汚染対策法が平成31年4月に施行され、東京都におかれましても土壌汚染対策制度が見直されました。法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定め、土地所有者の関与のあり方を明確化していくことなど「法と条例の自主的取組」を目指した基本方針が示されています。とりわけ、条例は地下水汚染についてより厳しい規制を加えております。こうした状況の中、我々めっき事業者は生き残りをかけ持続的な発展を遂げるべく早急に対策を講じ、土地の有効利用を図っていかねばなりません。

「土壌汚染対策アドバイザー派遣制度」において、操業中の土壌汚染対策として簡易調査の実施や「地下水汚染未然防止のアドバイス」への活用など、制度の拡充が図られておりますが、さらに土壌汚染の事前調査について助成制度の創設をご検討下さるようお願いいたします。今後ともこうした制度の維持・創設についてご配慮いただき、現状に即した条例の弾力的運用をお願いするとともに、これらの対策を講じるうえで我々事業者の負担が増えることのないようお願い申し上げます。

#### 五、人材の育成・強化について

昨年は「めっき技術者の養成」を目指した認定職業訓練校の運営や技術・技能者の質的向上を図る技能検定試験が中止となりました。幸いにも本年は実施しておりますが、このような中止といった事態が続きますと、技術・技能の承継や後継者育成が中断してしまいます。来年度以降も継続できますよう組合の体制強化にご支援くださるようお願いいたします。

さらに、コロナ禍におきましてもAI・IOTなど産業構造の急激な変化は我々が育んできた「モノづくり」の技術基盤の維持発展に見直しを迫っています。東京都立産業技術研究センターにおかれましては、めっき技術の更なる開発・実用化に取り組みられるとともに、業界の人材育成・強化にご指導・ご支援をお願いする次第です。

また、我々業界は多くの技能実習生を受け入れております。技能実習制度の目的は技術移転による国際貢献ですが、実習生が知識・技能を習得し業界の発展に寄与していただくことも重要です。そのためには様々の制約がある現行の技能実習から特定技能にめっき業を認定していただけるよう国への働きかけをお願い申し上げます。